

# 農業委員会議事日程

日 時：令和5年7月28日(金)午前10時00分

場 所：千曲市役所 301 大会議室 BC

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
6. 議案第 17 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
7. 議案第 18 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更承認申請について
8. 議案第 19 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
9. 議案第 20 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について
10. 議案第 21 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について  
(農地中間管理事業)
11. 議案第 22 号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による特定  
農地貸付けの承認申請について(棚田貸します制度)
12. 報告事項
  - (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
  - (2) 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意による解約について
  - (3) 農地の平均的な賃借料について
13. その他
  - (1) 北信 5 市農業委員会研修会(8/21)について
  - (2) 秋の農地パトロール日程について

〔閉 会〕

- ◎出席委員 保木野幸雄農業委員長外 13 名  
山崎健樹農地利用最適化推進委員外 13 名  
◎事務局出席者 事務局長 滝沢資之、農地係担当係長 宮坂昌吉、

## 【 会議概要 】

滝沢局長	ただ今から、令和5年7月総会を開催いたします。 はじめに、会長よりごあいさつを申し上げます。
会 長	(会長あいさつ)
滝沢局長	(経過報告)
議 長	ここで、委員等の出欠について、事務局より報告いたします。
滝沢局長	(出席状況の報告)
議 長	報告のとおり、定数に達しておりますので、ただ今より、会議を開催いたします。 日程第3、「会期の決定について」であります。議案の内容からして、本日一日で足り うと思いますので、本日一日と決定したいが、ご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。 日程第4、「議事録署名委員の指名について」議長から指名するに、ご異議ございませ んか。  (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、14番 小松和正 委員、15番 鎌田美和子 委員にお願いいたします。 日程第5、「議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といた します。事務局より説明をお願いいたします。
滝沢局長	……議案内容説明……
議 長	説明が終わりました。 それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。ご意見ございませんか。  (進行の声あり)
議 長	質疑・意見を終結し、採決いたします。お諮りします。 「議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について」原案のとおり決定するこ とに賛成の方は挙手をお願いいたします。  (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、「議案第16号」は、原案のとおり可決されました。 続いて日程第6、「議案第17号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

宮坂担当係長 ……議案内容説明……

議長 説明が終わりました。  
それでは、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

岡田委員 1 番案件は、庁舎信号機から北に約 400mに位置する飲食店の北側農地で貸駐車場とする申請です。東側は市道、三方は宅地と一部西側に隣接する農地耕作者の同意を受けており、擁壁は既にあり、雨水は地下浸透で汚水は無く、問題ないと思います。

中島委員 2 番案件は、地区内のドラックストアから南に約 230mに位置する農地で、倉庫及び駐車場とする申請で、東が市道、西に用水路、北に本人住宅、南に農地で、隣接する農地耕作者の同意を受けており、雨水は地下浸透、既に一部を駐車場利用している事の顛末書が添えられておりますので問題ありません。

議長 担当委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見を一括してお受けいたします。  
  
(進行の声あり)

議長 質疑・意見を終結し、採決といたします。  
お諮りいたします。「議案第 17 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
  
(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、「議案第 17 号」は原案のとおり可決されました。  
続いて日程第 7、「議案第 18 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

宮坂担当係長 ……議案内容説明……

議長 それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

平林委員 1 番案件は、集落の北側に位置する集落接続の第 1 種農地で、平成 3 年に転用許可を受け、その後建築費高騰等により頓挫していました。今回、継承人の子息が住宅を建設するための変更申請です。隣接農地の耕作者の同意を得ております。擁壁による土留めを行い、雨水は地下浸透で問題ないと思います。

議長 担当委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見を一括してお受けいたします。  
  
(進行の声あり)

議長 質疑・意見を終結し、採決といたします。  
お諮りいたします。「議案第 18 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更承認申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第 18 号」は原案のとおり可決されました。  
続いて、日程第 8、「議案第 19 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

・・・議案内容説明・・・

議長

それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

岡田委員

1 番案件から 3 番案件を一括し報告します。  
1 番案件は、堤防道路沿いにある工場から約 100m 北に位置する祖母の農地に住宅を建設する申請です。西側に市道、南側が宅地、東側が農地、北側が水路を挟んで農地、隣接農地の耕作者の同意を得ております。雨水は地下浸透で汚水は下水道接続で問題ないと思います。  
2 番案件は、信号機から約 200m 南にある工場北に隣接する農地で、駐車場とする申請です。南側が同工場既存駐車場、西・北・東側が農地で、耕作者の同意を得ております。雨水は地下浸透で汚水はなく、問題ないと思います。  
3 番案件は、市アリーナから約 100m 南に位置した農地で、現状、雑種地となっており顛末書が添えられています。隣接耕作者はなく、雨水は地下浸透で汚水は下水道接続で問題ないと思います。

保木野委員

4 番案件は、担当地区東側に位置する農地で、住宅を建設する申請です。東側に線路、他農地で隣接農地耕作者の同意を得ており、雨水は地下浸透、汚水は下水道接続で、問題ないと思います。  
5 番案件は、国道の信号機から東に約 240m の農地に住宅への接道幅の申請です。隣接農地耕作者の同意を得ており、問題ないと思います。

平林委員

6 番案件については、5 条許可後の変更承認で報告しましたので、省略します。  
7 番案件は、工業団地内の工場が必要とする電力確保のための鉄塔建替え等の用地のため、一時転用する申請です。工事期間終了後は速やかに原状に回復し返却するとの事で、問題ないと思います。

宮原委員

8 番案件は、団地入口の信号機から西へ約 200m の祖父が所有する農地に住宅を建設する申請です。南側に父親の住宅、西に農地、東に水路、隣接農地耕作者に承認を得ており、雨水は地下浸透、汚水は下水道接続で、問題ないと思います。

中嶋委員

9 番案件は、県道バイパス信号機から約 50m 東の義父が所有する農地に住宅を建設する申請です。東側に排水路、他は市道に囲まれており、雨水は地下浸透、汚水は下水道接続で、問題ないと思います。南側に市道を挟んでブドウ畑があり、隣接していないとはいえ、説明承諾を受ける必要はないのでしょうか。

宮坂担当係長

申請代理人にその旨を伝え、対応するようにします。

議長

担当委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議長 質疑・意見を終結し、採決といたします。  
お諮りいたします。「議案第 19 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、「議案第 19 号」は原案のとおり可決されました。  
続いて、日程第 9、「議案第 20 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について」を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

滝沢局長 ……資料訂正・議案内容説明……

議長 説明が終わりました。ここで、議長を交代します。

議長(会長代理) 交代し進行します。議案の中に出席委員に関する案件がありますので、はじめに該当の 1 番案件を審議いたします。農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により、該当する議席番号 2 番保木野幸雄会長の退席を求めます。

(保木野幸雄 会長 退席・退室)

議長(会長代理) 1 番案件について、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議長(会長代理) 質疑・意見を終結し、採決といたします。  
お諮りいたします。「議案第 20 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について」1 番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(会長代理) 全員賛成ですので、「議案第 20 号」の 1 番案件は原案のとおり可決されました。  
ここで、「議事参与の制限」を解きます。

(保木野幸雄 会長 入室・着席)

議長(会長代理) ここで、議長を交代します。

議長 それでは、2 番案件から 28 番案件について、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議長 質疑・意見を終結し、採決といたします。  
お諮りいたします。「議案第 20 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について」2 番から 28 番案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、「議案第 20 号」2 番から 28 番案件は、原案のとおり可決されました。  
続いて、日程第 10、「議案第 21 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について(農地中間管理事業)」を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

滝沢局長 ……議案内容説明……

議 長 説明が終わりました。質疑・意見を一括してお受けいたします。  
  
(進行の声あり)

議 長 質疑・意見を終結し、採決といたします。  
お諮りいたします。「議案第 21 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による集積計画について(農地中間管理事業)」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
  
(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、「議案第 21 号」は原案のとおり可決されました。  
続いて、日程第 11、「議案第 22 号 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による特定農地貸付承認申請について(棚田貸します制度)」を議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

滝沢局長 ……議案内容説明……

議 長 説明が終わりました。質疑・意見を一括してお受けいたします。  
  
(進行の声あり)

議 長 質疑・意見を終結し、採決といたします。  
お諮りいたします。「議案第 22 号 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による特定農地貸付承認申請について(棚田貸します制度)」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
  
(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、「議案第 22 号」は原案のとおり可決されました。  
以上で議事は全て終了いたします。  
続きまして、日程第 12、「報告事項」について事務局から報告をお願いいたします。

滝沢局長 (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
(2) 農地法第 18 条第 6 項の規定による貸借の合意による解約について  
(3) 農地の平均的な賃借料について

議 長 報告事項の説明が終わりました。質問はありますか。  
  
(質問なし)

議 長

続きまして、日程第13、「その他」について事務局から説明をお願いいたします。

滝沢局長

- (1) 北信5市農業委員会研修会について
- (2) 秋の農地パトロール日程について
- (3) 視察研修について

議 長

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。  
令和5年7月の総会を閉会といたします。大変ご苦勞さまでした。

[閉会] 午前11時30分